

○富岡市建設工事請負業者選定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、富岡市入札等審査会要綱(平成23年4月1日制定)第2条に定める事項を公正に処理することを目的とする。

(入札参加資格申請の受理)

第2条 市長は、富岡市が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等(平成23年4月1日制定。以下「入札参加資格等」という。)2の規定に基づく電子申請が、入札参加資格等に定める様式により必要な書類が添付されていることを確認の上、受理しなければならない。

2 特定工事を目的とする共同企業体が結成され、共同企業体入札参加資格審査申請書により申請されたときは、必要な書類が添付されていることを確認の上、受理しなければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札参加資格について、承継等の事実を証する書類、建設業者許可証明書等必要な書類を添えて、建設工事入札参加資格の承継を申請することができる。

(1) 富岡市契約規則(平成23年富岡市規則第11号)第15条に規定する資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されていた者から営業用資産を承継した者

(2) 資格者名簿に登載されていた法人が名簿に登載される際に所有していた営業用資産をもって設立した法人

(3) 資格者名簿に登載されていた法人が他の法人と合併して設立した法人

(資格審査)

第3条 富岡市入札等審査会要綱第1条に規定する審査会(以下「審査会」という。)は、電子申請を行った者(以下「申請者」という。)について、その資格を審査し、判定するものとする。

2 審査会は、次に該当する者でなければ競争入札参加資格者とすることができない。ただし、第1号に掲げる者以外の者で、建設業法第3条第1項ただし書に該当し、かつ、特別の理由がありその者を有資格者とするを必要と認めるもの及び第2号に掲げる者以外の者で、特別の理由がありその者を有資格者とするを必要と認めるものについては、この限りでない。

(1) 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けている者

(2) 建設業法第27条の23の規定による経営に関する事項の審査を受けている者

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者

3 審査会は、過去2年以内において次の各号のいずれかに該当すると認められる者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者については、競争入札参加者としなないことができる。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にし、又は工事材料の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者

(2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

4 富岡市契約規則第37条に規定する監督員及び検査員は、その所管に係る工事の施工に関し、前項各号のいずれかに該当すると認められる者があるときは、その事実を詳細に記載し、企画財務部財政課長(以下「財政課長」という。)を経て審査会の委員長に報告しなければならない。資格者名簿に登載されている者についても、その事実が生じた場合は、同様とする。

(級別格付の審査)

第4条 審査会は、前条の資格審査に合格した者について、建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の総合評定値の数値(以下「客観数値」という。)と併せ、それぞれの業者における企業努力の取り組みを評価した数値(以下「主観数値」という。)を加減点した合計数値(以下「総合数値」という。)等により工事種類別の施工能力を判定し、級別の格付を行うものとする。

2 主観数値の評価項目及び評価方法は次の各号のとおりとする。

(1) 工事の完成検査成績評定

企画財務部財政課で行った前々年度の12月1日から1年間分の工事完成検査成績の平均点をもとに下表のとおり加点または減点する。なお、該当工事がない場合は加減点しない。

- ・ 80点以上 +30点
- ・ 70点以上80点未満 +20点
- ・ 60点以上70点未満 +10点
- ・ 40点以上60点未満 -20点
- ・ 40点未満 -30点

(2) 工事の受注件数評定

上記工事の受注件数を下表のとおり加点する。なお、該当工事がない場合は加点しない。

- ・ 対象業種の受注件数が平均以上 +10点
- ・ 対象業種の受注件数が平均未満 +5点

(級別格付の基準)

第5条 級別格付の基準は、次の表のとおりとする。

区分		等級		
		A ※1	B	C
総合数値	土木工事業者	800点以上	600点以上800点未満	450点以上600点未満
	舗装工事業者	750点以上	550点以上750点未満	400点以上550点未満
	建築工事業者	800点以上	600点以上800点未満	450点以上600点未満
	電気工事業者	800点以上	450点以上800点未満	
	水道施設工事業者 ※2	700点以上	400点以上700点未満	

※1 A等級への格付けは、特定建設業の許可を受けている場合に限り行うものとする。

※2 水道施設工事業者については、市指定給水装置工事業者であることを条件とする。

- 2 上表の総合数値は、審査会において改定することができるものとする。
- 3 審査会は、申請者から、級別格付残留措置適用申請書（別記様式）の提出があったときは、第1項の規定にかかわらず、前年度の級別格付に残留させることができるものとする。ただし、第1項の規定による適用年度の級別格付が前年度の級別格付よりも下位となる場合は適用しない。

（指名業者ランク別一覧表等の提出）

第6条 財政課長は、申請者について資格審査に必要な資料並びに客観数値、主観数値、総合数値及び仮格付等級等を記載した指名業者ランク別一覧表及びその他級別格付の審査に必要な資料を作成し、審査会の委員長に提出するものとする。

（共同企業体の採点方法）

第7条 共同企業体の数値については、客観数値のうち経営規模に関する数値は共同企業体構成者の数値の和とし、客観数値のうち経営比率及び営業年数並びに主観数値は共同企業体構成者の数値の平均（整数未満の端数については、営業年数は切り捨て、それ以外は四捨五入とする。）とする。

（総合数値の計算方法）

第8条 総合数値は客観数値と主観数値とにより、次の算式により算定するものとする。ただし、前年に市が発注した工事を施工した経歴のない者については、客観数値をもって、当該者の総合数値とするものとする。

$$\text{総合数値} = A + B \quad (\text{整数未満四捨五入})$$

A 客観数値

B 主観数値

（資格者名簿の有効期間）

第9条 資格者名簿の有効期間は、入札参加資格等4の規定に基づく期間とする。

（発注請負金額区分）

第10条 級別格付された業者への発注の標準とする金額は、次の表のとおりとする。

区分	等級		
	A	B	C
土木工事	15,000,000円以上	5,000,000円以上 15,000,000円未満	5,000,000円未満
舗装工事	15,000,000円以上	5,000,000円以上 15,000,000円未満	5,000,000円未満
建築工事	30,000,000円以上	5,000,000円以上 30,000,000円未満	5,000,000円未満
電気工事	20,000,000円以上	20,000,000円未満	
水道施設工事	20,000,000円以上	20,000,000円未満	

- 2 上記以外の工事業者については、市長がその都度定めるものとする。
- 3 上記発注金額は、審査会において、経済実状、業者内容等により改定することができるものとする。

（指名業者の選定）

第11条 指名競争入札の方法により建設工事及び測量、設計等の業務委託に係る請負契約を締結しようとする場合は、富岡市工事等契約事務取扱要領（平成23年4月1日制定）第4条

- 及び第5条の規定により執行伺書及び関係書類を作成し、財政課長に提出するものとする。
- 2 財政課長は、前項の規定により入札等執行を依頼された工事等について、工事概要及び指名業者一覧表を作成の上、指名業者の選定を審査会に付議しなければならない。
 - 3 前項の付議を受けた審査会は、資格者名簿に登載された者の中から当該工事の設計金額に応じ、これに対応する等級に属する有資格者の中から指名業者を選定するものとする。ただし、必要がある場合は、上位又は下位の等級に属する有資格者の中から選定することができるものとする。
 - 4 審査会は、指名業者を選定するに当たっては、別表に掲げる事項に留意しなければならない。
 - 5 審査会の委員長は、審査会が指名業者を選定したときは、入札等審査会結果調書に決定事項を記載の上、市長又は市長の委任を受けた者の決裁を受けなければならない。

(指名通知の方法)

第12条 財政課長は、工事の指名業者が決定したときは、競争入札通知書により指名業者に通知するものとする。

(随意契約による場合の業者の選定)

第13条 随意契約の方法により建設工事に係る請負契約を締結しようとする場合、審査会は、資格者名簿に登載された者の中から見積りを徴する業者を選定しなくてはならない。この場合においては、前条の規定を準用する。

(業者選定の特例)

第14条 特に緊急を要する工事、特別の技術を要する工事及び軽微な工事等並びに特別の理由があるときは、第11条第2項から第4項までの規定にかかわらず、業者を選定することができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年6月26日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月2日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年8月27日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年5月11日から施行する。

別表(第11条関係)

区分	留意事項
1 不誠実な行為の有無	<p>次に掲げる事項に該当するときは、指名しないこと。</p> <p>(1) 富岡市建設工事等請負業者指名停止等の措置要領(平成18年富岡市訓令第30号。以下「指名停止要領」という。)に基づく指名停止期間中であるとき。</p> <p>(2) 本市発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められるとき。</p> <p>ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないことその他請負契約の履行が不誠実であるとき。</p> <p>イ 一括下請負、下請負代金の支払遅延、特定資材その他の資材の購入強制その他の事項について、関係行政機関その他の公的機関からの情報により請負者の下請負契約関係が不適切であることが明確であるとき。</p> <p>(3) 警察当局から市長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合その他これに準ずる事由により、明らかに請負者として不適当であると認められるとき。</p>
2 経営状況	<p>手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止、税金の滞納その他の事実があり、経営及び信用の状況が不健全である場合は、指名しないこと。</p>
3 工事成績	<p>次に掲げる事項について、総合的に勘案すること。</p> <p>(1) 富岡市建設工事検査規程第12条第1項に規定する工事成績評定書の総合評点(以下「工事成績」という。)の平均点数が、過去2年連続して60点未満である場合は、指名しないこと。</p> <p>(2) 工事成績の優良に関すること。</p> <p>(3) 工事成績の平均点数が過去2年連続して80点以上であることその他の事項において、工事の成績が特に優良である場合は、これを十分に尊重すること。</p>
4 本市が発注しようとする工事に対する地理的条件	<p>本店、支店又は営業所の所在地及び本市が発注しようとする工事(以下「発注工事」という。)が存在する地域での工事実績その他の事項について勘案し、発注工事が存在する地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模その他の工事の状況に応じて、発注工事を確実かつ円滑に実施できる体制の確保について、総合的に勘案すること。</p>
5 発注工事施工についての技術的条件	<p>次に掲げる事項について、総合的に勘案すること。</p> <p>(1) 発注工事と同種の工事について、相当の施工実績が</p>

	<p>あること。</p> <p>(2) 発注工事の施工に必要な施工管理及び品質管理その他の技術的水準並びにこれと同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。</p> <p>(3) 地形、地質その他の自然的条件及び周辺環境条件その他の条件について発注工事の作業条件と同程度と認められる条件下での施工実績があること。</p> <p>(4) 発注工事種別に応じ、発注工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。</p>
6 安全管理の状況	<p>次に掲げる事項について、総合的に勘案すること。</p> <p>(1) 指名停止要領に基づく指名停止期間中である場合は、指名しないこと。</p> <p>(2) 本市発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署その他の公的機関からの指導があり、当該指導に対する改善を行わない状態が継続している場合で、明らかに請負者として不相当であると認められるときは、指名しないこと。</p> <p>(3) 工事に対する安全管理状況の良否について</p> <p>(4) 本市発注工事について、過去2年間に死亡者の発生及び休業8日以上を負傷者の発生がないことその他の工事管理について、安全管理成績が特に優良である場合は、これを十分に尊重すること。</p>
7 労働福祉の状況	<p>次に掲げる事項について、総合的に勘案すること。</p> <p>(1) 賃金不払に関して労働基準監督署その他の公的機関からの通報があり、当該状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不相当であると認められるときは、指名しないこと。</p> <p>(2) 建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団との間における退職金共済契約の締結状況及び証紙購入又は貼付状況について</p> <p>(3) 建設労働者の雇用及び労働条件の改善に取り組み、表彰を受けていることその他の労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分に尊重すること。</p>
8 同一業者の参加制限	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、同一入札（件名、期日、内容が同じ入札のことをいう。）において指名しないこと。</p> <p>(1) 資本関係</p> <p>次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）又は民事再生法第2条第4項に規定する再生手続が存続中</p>

	<p>の会社である場合を除く。</p> <p>ア 親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合</p> <p>イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合</p> <p>(2) 人的関係</p> <p>次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。</p> <p>ア 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合</p> <p>(ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役</p> <p>d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>(イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>(ロ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)</p> <p>(エ) 組合の理事</p> <p>(オ) その他業務を執行するものであって、(ア)から(エ)までに掲げる者に準ずる者</p> <p>イ 一方の会社の社員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合</p>
--	---

別記様式(第5条関係)

級別格付残留措置適用申請書

年 月 日

富岡市長様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名
電話番号

印

令和 年度資格者名簿における「級別格付残留措置」の適用について、次の業種への適用を希望します。

適用業種

残留措置を適用する業種のチェック欄に○を記載してください。

業種	土木	舗装	建築	水道施設
チェック欄				

【注意事項】

- 注1 従来の級別格付から上位の格付に上がる場合に適用されます。
- 注2 従来の級別格付から下がる場合（A→B・C， B→C）には適用されません。
- 注3 従来の級別格付が無い場合（前回の資格認定がない場合）には適用されません。
- 注4 申請書提出後の取下げはできません。提出前に残留措置の適用について再度確認をお願いします。